

令和7年度市有地売却 一般競争入札応募要領

申込期間	入札日
令和7年5月9日（金）～6月13日（金）	令和7年7月11日（金）

入札物件所在：八千代市米本1517番4
(旧児童発達支援センター用駐車場用地)



令和7年5月9日
八千代市 財務部 資産管理課

【目次】

入札物件	1
市有地売却一般競争入札の流れ	2
市有地売却一般競争入札参加要領	3
1 入札物件	3
2 入札参加者の資格	3
3 入札の参加申込み	3
4 入札保証金	4
5 入札及び開札の日時・場所	4
6 入札及び開札について	4
7 入札結果の通知	5
8 契約保証金	5
9 落札後の流れ	6
10 契約の締結等	6
11 その他	6
12 問い合わせ	7
13 必要書類	8
様式集	9
市有地売却一般競争入札参加申込書	10
誓約書	11
土地利用計画書	12
委任状	13
入札書	14
請求書	15
市有地売却一般競争入札参加申込書（記載例）	16
土地利用計画書（記載例）	17
入札書（記入例）	18
土地売買契約書（案）	19
【物件調書】	25

入札物件

土地

所在	八千代市米本字蛸池台 1 5 1 7 番 4
現況地積（公簿）	9 9 8 . 3 3 m ²
地目（公簿）	宅地
都市計画による制限	市街化調整区域 用途地域指定なし 建ぺい率 60% 容積率 200% 防火規制指定なし 建築基準法第 22, 23 条指定区域
最低売却額	1 5, 8 0 0, 0 0 0 円（約 15,800 円／m ² ）

埋蔵文化財包蔵地



※ 当該地域は、埋蔵文化財包蔵地（蛸池台遺跡）の近接地であり、開発行為に際し発掘調査等が必要になる場合があります。（担当部署：文化・スポーツ課）

市有地売却一般競争入札の流れ

(1) 入札参加申込み	① 令和7年5月9日（金）から令和7年6月13日（金）に「市有地売却一般競争入札参加申込書」、「誓約書」及び「土地利用計画書」に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類を添えて、市役所新館3階資産管理課（大和田新田312番地の5）に持参してください。（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで。） ② 受付手続きを終了された者に市有地売却一般競争入札参加受付書に受付印を押印し、写しを交付します。 ③ 入札参加に必要な「入札保証金の納付書」を配布します。
(2) 入札保証金の納付	令和7年7月4日（金）までに納付してください。 ※ 入札保証金の額は、各自が見積る入札金額の100分の5（円未満切り上げ）以上であり、最低売却額の100分の5以上ではないので、注意してください。
(3) 入札及び開札	① 入札 年 月 日 : 令和7年7月11日（金） 場 所 : 八千代市役所 旧館4階 第2委員会室 受 付 : 午前10時00分～午前10時30分 必要書類 : 5頁及び8頁を参照 ② 開札 : 午前10時30分～ 入札締切後即時行います。
(4) 売買契約締結	① 契約保証金の納付 ② 普通財産譲渡申請書の提出 ③ 売買契約の締結
(5) 土地の引渡し 所有者移転登記	売買代金の完納後に市が囑託により移転登記を行います。 ※ 登録免許税等、売買等に必要な費用は、落札者の負担となります。

市有地売却一般競争入札参加要領

1 入札物件

入札に付する物件は、1 頁に記載のとおりです。

詳細については、25 頁以降の別紙「物件調書」及び「添付資料」をご覧ください。

2 入札参加者の資格

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体及びその役職員又は構成員

3 入札の参加申込み

入札に参加するには事前に申込みの手続きが必要になります。

(1) 期間

令和7年5月9日（金）から令和7年6月13日（金）まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで

(2) 場所

八千代市役所新館 3階 資産管理課

八千代市大和田新田312番地の5

(3) 必要書類〔8頁参照のこと。〕

ア 市有地売却一般競争入札参加申込書

イ 誓約書

ウ 土地利用計画書

エ 本人確認書類（個人は住民票、法人は登記事項証明書）

オ 印鑑証明書

※ エ、オについては、発行日から3か月以内の原本。また、共有での申込みの場合は、全員分が必要です。

(4) 入札参加申込み完了後

添付資料等の内容を確認後、受付印を押印した「市有地売却一般競争入札参加申込書」

の写しと「入札保証金用の納付書」を交付します。

※ 上記の写しは、入札の際に必要になります。(入札会場への入場用)

4 入札保証金

各自の見積る金額の100分の5(円未満切り上げ)以上の入札保証金を納付してください。

※ 入札保証金は、最低売却額の100分の5以上ではありませんのでご注意ください。

(1) 納付方法

市有地売却一般競争入札参加申込書受付完了時に交付した納付書に入札保証金額を記入し、八千代市指定金融機関で令和7年7月4日(金)までに納付してください。

(2) 領収書

入札時に(1)にて納付した際の「領収書」の写しを提出してください。

(3) 落札者の入札保証金

落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。

※ 契約を締結されない場合は、入札保証金は市に帰属することとなります。

(4) 落札者以外の者の入札保証金

落札者以外の者が納付した入札保証金は、入札終了後、入札保証金返還用の「請求書」に記載された金融機関(郵便局を除く)の預金口座に振込む方法により還付します。

なお、振込み手続きには、約3週間程度要しますのでご了承ください。入札保証金に利息は付しません。

5 入札及び開札の日時・場所

入札及び開札の日時等は次のとおりです。

(1) 入札

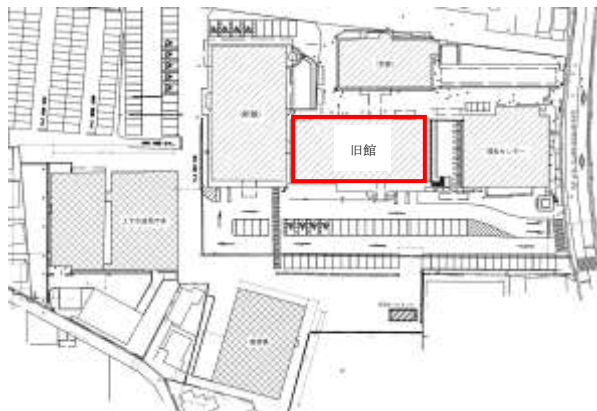
令和7年7月11日(金)

午前10時00分から午前10時30分まで

八千代市役所 旧館4階第2委員会室

(2) 開札

入札締切後即時行います。



6 入札及び開札について

市有地売却一般競争入札参加申込書に記載された本人又は代理人(委任状による。)が参加することができます。(関係者の入場は2名までとします。)

事前に定めた最低売却額以上で、最も高い価格をつけた者を落札者として決定します。

(1) 入札について

① 必要書類〔8頁参照のこと。〕

ア 市有地売却一般競争入札参加申込書「受付印押印済みの写し」

イ 入札保証金を納付した際の「領収書の写し」

ウ 委任状

※ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は必要となります。

※ 申込者が法人の場合は、印鑑証明書（コピー可）を添付してください。

エ 入札書

※ 個人又は法人名・代表者名を記入した封筒に実印で封印してください。

② 無効な入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 入札参加資格の無い者がした入札
- イ 入札前に所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- ウ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- エ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札
- オ 2通以上の入札をした入札
- カ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者に係る入札
- キ 最低売却額に達しない金額での入札
- ク 入札に関し不正行為のあった入札
- ケ その他入札条件等に違反した入札

③ 入札に係る留意事項

- ア 入札参加者は、入札書を投入した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回することができません。
- イ 入札の回数は1回とし、再度入札は実施しません。

(2) 開札について

- ① 開札は、入札後直ちに入札参加者立会いのもと、当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行います。
- ② 落札者となるべき入札者が同価格により2者以上あるときは、それぞれの入札者により、くじによって落札者を決定します。

7 入札結果の通知

開札時において、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立会った者に知らせます。

また、市ホームページにおいて、入札参加者数、落札者名及び落札価格を公表します。
なお、落札者が個人の場合、氏名は公表しません。

8 契約保証金

- (1) 売買契約締結後直ちに、市が発行する納付書により、契約保証金として、売買代金の100分の10以上の金額を納付していただきます。
※ 既に納入済みの入札保証金は契約保証金に充当しますので、実際は、契約保証金と入札保証金の差額を請求します。
- (2) 契約保証金は売買代金に充当します。
- (3) 契約保証金には利息を付しません。

- (4) 納付書記載の納期限までに売買代金が支払われなかった場合、落札は無効となり、契約保証金は市に帰属することとなります。

9 落札後の流れ

- (1) 落札者には入札終了後、「普通財産譲渡申請書」等、契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) 「普通財産譲渡申請書」に関係書類を添付のうえ、市が指定する期日（予定：令和7年7月25日（金））までに提出してください。
- (3) 売買契約は、落札者の名義で、市が指定する期日（予定：令和7年8月8日（金））までに行います。
- (4) 売買代金は、市が発行した納付書に記載されている期限までに支払わなければなりません。
- (5) 落札後、落札者が契約の締結に応じない場合は、落札についてはその効力を失い、落札者が納付した契約保証金については、市に帰属することとなります。
- (6) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、物件の引渡しがあったものとしします。
- (7) 所有権の移転登記は、物件の引渡後、落札者の登記請求により市が行います。

10 契約の締結等

契約にあたって付する主な条件は次のとおりです。「土地売買契約書（案）」もご確認ください。

- (1) 暴力団の事務所等その活動の拠点となる施設の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件を第三者に貸してはならない。
- (2) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税、本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

11 その他

- (1) 物件は、現状有姿による引渡しとし、工作物等（フェンス、樹木、電柱など）を含みます。現地説明会等はいりませんので、入札希望者は必ず現地を確認してください。
- また、土地の利用制限や関連法規についても調査確認を行ってください。物件に関する不知や不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- (2) 物件に埋設物等が存在する場合がありますが、撤去及びその費用負担等について、本市は対応いたしません。
- (3) 市有地売却一般競争入札及び契約等に関して用いる言語は、日本語とします。
- (4) 市有地売却一般競争入札及び契約等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とします。
- (5) 市有地売却一般競争入札及び契約等の履行に関して用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとしします。

- (6) 入札に係る必要書類は楷書で記入してください。
- (7) 記入間違いや不備などがあつた場合、申込みが無効となる場合があります。
- (8) 本入札で使用する印鑑は印鑑証明書と同じものを使用してください。
- (9) 契約締結後、売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の請求、損害賠償の請求、契約解除又は瑕疵修補の請求をすることはできません。
- (10) 入札物件は、事情により予告なく入札を変更し、又は入札を中止することがあります。
なお、この場合、入札に参加した費用（調査費等）は補償しません。

12 問い合わせ

八千代市 財務部 資産管理課（市役所 新館3階）

八千代市大和田新田3 1 2－5

直通：0 4 7－4 2 1－6 7 2 4

Mail：sisankanril@city.yachiyo.chiba.jp

13 必要書類

参加形態 持参品		個人				法人	
		単独の場合		共有の場合			
		本人	代理人	共有者 全 員	代理人	本人 (代表者)	代理人
入札参加申込時に必要な書類	市有地売却一般競争入札参加申込書 ※受付印押印後、写しを交付します。	○		○		○	
	誓約書	○		○		○	
	土地利用計画書	○		○		○	
	本人確認書類 (個人は住民票、法人は登記事項証明書)	○		○ 共有者全員分		○	
	印鑑証明書 (発行日から3か月以内の原本)	○ 本人のもの		○ 共有者全員分		○ 法人代表者のもの	
	入札保証金納付書 (受付時に市が交付します。)	—		—		—	
入札・開札時に必要な書類	市有地売却一般競争入札参加申込書 (<u>受付印押印済みの写し</u>)	○		○		○	
	入札保証金を納付した際の領収書 (コピー可) (各自の見積価格の100分の5以上)	○		○		○	
	委任状 (本人の実印を押印したもの) (申込者(法人)の印鑑証明書添付(コピー可))	—	○	—	○	—	○
	入札書	○		○		○	

様式集

市有地売却一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

(申込者) 住 所
(所在地)
氏 名
(名称及び代表者名)
電 話 番 号

実印

(共有者) 住 所
氏 名
電 話 番 号

実印

(共有者) 住 所
氏 名
電 話 番 号

実印

下記市有財産売却の一般競争入札に参加を希望しますので、申込みます。

記

物件所在及び地番 八千代市米本1517番4

- (注) 1 登記（登録）している印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。
(共有の場合は、共有者全員分)
- 2 共有者がいる場合には、各々の持分を氏名の後ろに記入してください。
上記に書ききれない場合は別紙にご記入の上、本書に添えてご提出ください。

受 付 印	
-------------	--

誓 約 書

当社（個人の場合は私）は、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、八千代市が必要であると判断した場合は、八千代市が警察に照会することについて承諾します。

記

1 次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）167条の4第1項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 施行令167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により入札に参加させないこととされている者
- (3) 手形交換所による取引停止処分を受けてから公告日までの期間において2年を経過していない者及び入札日前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体及びその役職員又は構成員

2 市有地売却一般競争入札に係る公告、応募要領及び契約書の内容を承知のうえで参加します。

令和 年 月 日

（あて先） 八千代市長

住 所
（所 在 地）

氏 名
（名称及び代表者名）

実印

令和 年 月 日

土地利用計画書

(あて先) 八千代市長

〒 ー
住 所
申込者 氏 名 実印
(会社名・代表者名)
電話番号 ()

〒 ー
住 所
申込者 氏 名 実印
(会社名・代表者名)
電話番号 ()

下記の市有地を買い受けたいので、土地利用計画書を提出します。

1 土地の表示	所在地	八千代市米本 1 5 1 7 番 4
	面 積	9 9 8 . 3 3 m ²
2 土地利用目的		
3 事業内容	(建築物を建築する場合は、その用途及び建築予定時期を記載してください。)	

令和 年 月 日

委 任 状

(あて先) 八千代市長

住 所

氏 名

実印

(会社名・代表者名)

私は次の者を代理人と定め、入札物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

代理人 住 所

氏 名

代理人使用印

入札物件

所 在 地
八千代市米本1517番4

【注意事項】

- ※ 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理人の方が入札に参加される場合は必要となります。
- ※ 申込者が法人の場合は、印鑑証明書（コピー可）を添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所 _____
(所 在 地)

氏 名 _____ 実印
(名称及び代表者)

代 理 人 氏 名 _____ 印

次の金額で買受けたいので、入札案内書及び現地確認の上、八千代市財務規則を遵守し、
入札します。

なお、八千代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条
の規定を受ける場合においては、市議会の議決を得たときに契約が成立することを承知し
ます。

			十億			百万			千			円
金 額												

※ 入金額の頭に¥マークを必ずご記入下さい。

物件所在及び地番 八千代市米本 1 5 1 7 番 4

請求書

金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

令和 年 月 日に実施した市有地売却一般競争入札の入札保証金返還分として、
上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

(あて先) 八千代市長 服 部 友 則

住 所

氏 名

実印

(振込先)

金融機関名	銀行 金庫 組合								口座 種目	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号										
口座名義	フリガナ									
	氏名									

市有地売却一般競争入札参加申込書（記載例）

令和 年 月 日

（あて先） 八千代市長

（申込者） 住 所 千葉県八千代市大和田新田312番地の5
（所在地）

氏 名 八千代 太郎



実印

（名称及び代表者名）

電 話 番 号 047-483-1151

（共有者） 住 所

氏 名

実印

電 話 番 号

（共有者） 住 所

氏 名

実印

電 話 番 号

下記市有財産売却の一般競争入札に参加を希望しますので、申込みます。

記

物件所在及び地番 八千代市米本1517番4

（注）1 登記（登録）している印鑑を使用し、印鑑証明書を添付してください。

（共有の場合は、共有者全員分）

2 共有者がいる場合には、各々の持分を氏名の後ろに記入してください。

上記に書ききれない場合は別紙にご記入の上、本書に添えてご提出ください。

受 付 印	
-------------	--

令和 年 月 日

土地利用計画書（記載例）

（あて先） 八千代市長

〒 2 7 6 - 0 8 3 5

住 所 千葉県八千代市大和田新田 312 番地の 5

申込者 氏 名 八千代 太郎
(会社名・代表者名)



実印

電話番号 0 4 7 (4 8 3) 1 1 5 1

〒 ー

住 所

申込者 氏 名
(会社名・代表者名)

実印

電話番号 ()

下記の市有地を買い受けたいので，土地利用計画書を提出します。

1 土地の表示	所在地	八千代市 米本 1 5 1 7 番 4
	面 積	9 9 8 . 3 3 m ²
2 土地利用目的	駐車場として整備し管理するため 等	
3 事業内容	(建築物を建築する場合は，その用途及び建築予定時期を記載してください。) 建築時期 令和〇年〇月	

入 札 書（記入例）

令和 年 月 日

1

（あて先） 八千代市長

住 所 千葉県八千代市大和田新田312番地の5
（所在地）

氏 名 八千代 太郎 実印
（名称及び代表者）



代理人氏名 _____ 印

次の金額で買受けたいので、入札案内書及び現地確認の上、八千代市財務規則を遵守し、入札します。

なお、八千代市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定を受ける場合においては、市議会の議決を得たときに契約が成立することを承知します。

金 額			十億			百万			千			円
				¥	1	5	8	0	0	0	0	0

※ 入金額の頭に¥マークを必ずご記入下さい。

物件所在及び地番 八千代市米本1517番4

土地売買契約書（案）

売出人 八千代市（以下「甲」という。）と買受人 落札者（以下「乙」という。）とは、八千代市財務規則に基づき、次の条項により市有財産の売買に関する契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件及び危険負担等）

第2条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「本物件」という。なお、残置物等については無償譲渡するものとする。）を登記簿面積売買により乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。また、乙は売買物件が本契約締結後、引渡しまでの間に、甲の責めに帰すことの出来ない事由により、物件が滅失または毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免、若しくは損害賠償の請求または契約の解除をする事ができない。

（物件の売買代金）

第3条 売買代金は、金 入札金額 万円とする。また、取得後において、面積の増減等（物件に係るその他の処分・整理・復旧等に係る必要経費等を含む）に係る売買代金の減免若しくは損害賠償の請求については、甲乙互いに求めないものとする。

（現状有姿による譲渡及び留意事項）

第4条 甲は、本物件を現状有姿にて譲渡するものとし、乙は現地に設置されている施設等（植込み、浄化槽施設、地下埋設物など）について、これを引き受けるものとする。

(契約保証金)

第5条 乙は、契約保証金として 金 入札金額の十分の一 円を、甲が発行する納付書により、甲に納付するものとする。ただし、乙が八千代市財務規則第146条第3項のいずれかに該当するものであった場合、乙は契約保証金の納付について甲と協議できるものとする。

【契約保証金の内訳】

- ・ 入札保証金から振り替えた契約保証金額 金 入札保証金額 円 (納入時)
- ・ 本契約に際して納付する契約保証金額 金 契約保証金額 円 (納入時)

(売買代金の納付)

第6条 乙は、第3条に定める売買代金を、甲が指定する期日（納入通知書発行日より30日以内）までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に一括納付しなければならない。

(契約保証金の処分)

第7条 乙が、第6条の指定日までに売買代金を納付しないときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

(収入印紙等)

第8条 乙は、この契約締結の際に予め登録免許税相当額の収入印紙等及び登記嘱託書に必要な書類を甲に提出するものとする。

(所有権の移転)

第9条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額支払ったときに、乙に移転するものとする。

(売買物件の引渡し等)

第10条 甲は、乙の売買代金全額の支払いを確認した後に、売買物件を引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第11条 乙は引き渡された本件土地が種類、品質又は数量に関して契約の内容

に適合しないことを理由として、甲に対し、履行の迫完、賃料の減額、損害賠償の請求、本契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(返還金等)

第13条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙の支払った売買代金を乙が指定する金融機関の乙名義の口座に振り込むものとする。この場合において、返還する売買代金には、利子を付さないものとする。

2 売買契約に要した費用、売買物件に関し支出した必要経費、有益費その他乙が負担した一切の費用は、返還しないものとする。

(乙の原状回復義務等)

第14条 乙は、甲が契約を解除したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する日までに当該売買物件の所有権移転登記の抹消登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害に相当する金額を請求できるものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする（契約印紙代も含む）。

(公租公課の負担)

第17条 売買物件に賦課される公租公課において、引渡し以後、乙を義務者として課されるものについては乙の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第18条 乙は、本契約の締結日から10年間、契約対象物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所またはその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、契約対象物件の所有権を第三者に移転し、または契約対象物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(違約金)

第19条 乙は、前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、次条(本契約書第20条)に定める損害賠償額の一部と解釈しない。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が、前々条の規定に違反したとき、または乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員または支店もしくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなど

しているとき。

(3) 役員等が暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償または補償をすることを要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(相隣関係等への配慮)

第21条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意を持って売買物件を管理し、近隣住民またはその他の第三者と紛争が生じないよう留意するものとする。

(疑義の決定)

第22条 この契約の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事由が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴訟は、八千代市役所の所在地を管轄する千葉地方裁判所に提訴するものとする。

(特記事項)

第24条 乙は、物件案内書に記載された売却条件などの内容を承諾のうえ、本契約を締結した。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県八千代市大和田新田3 1 2番地の5
 八千代市
 八千代市長 服 部 友 則

乙（落札者）

土地の表示

- 1 所在 八千代市米本1 5 1 7番4
- 2 地目 宅地（現況：宅地）
- 3 面積 9 9 8 . 3 3 m²

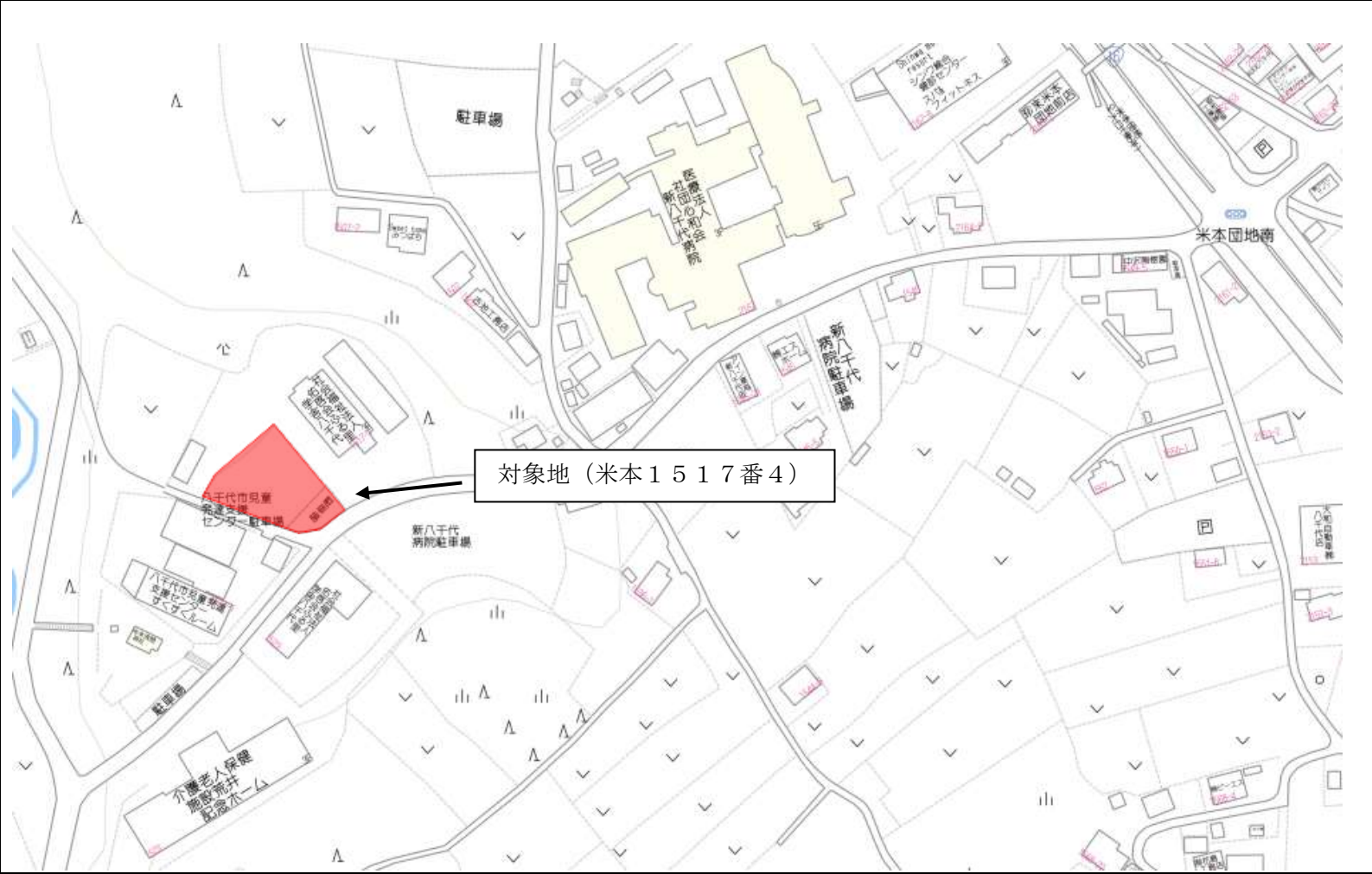
【物 件 調 書】

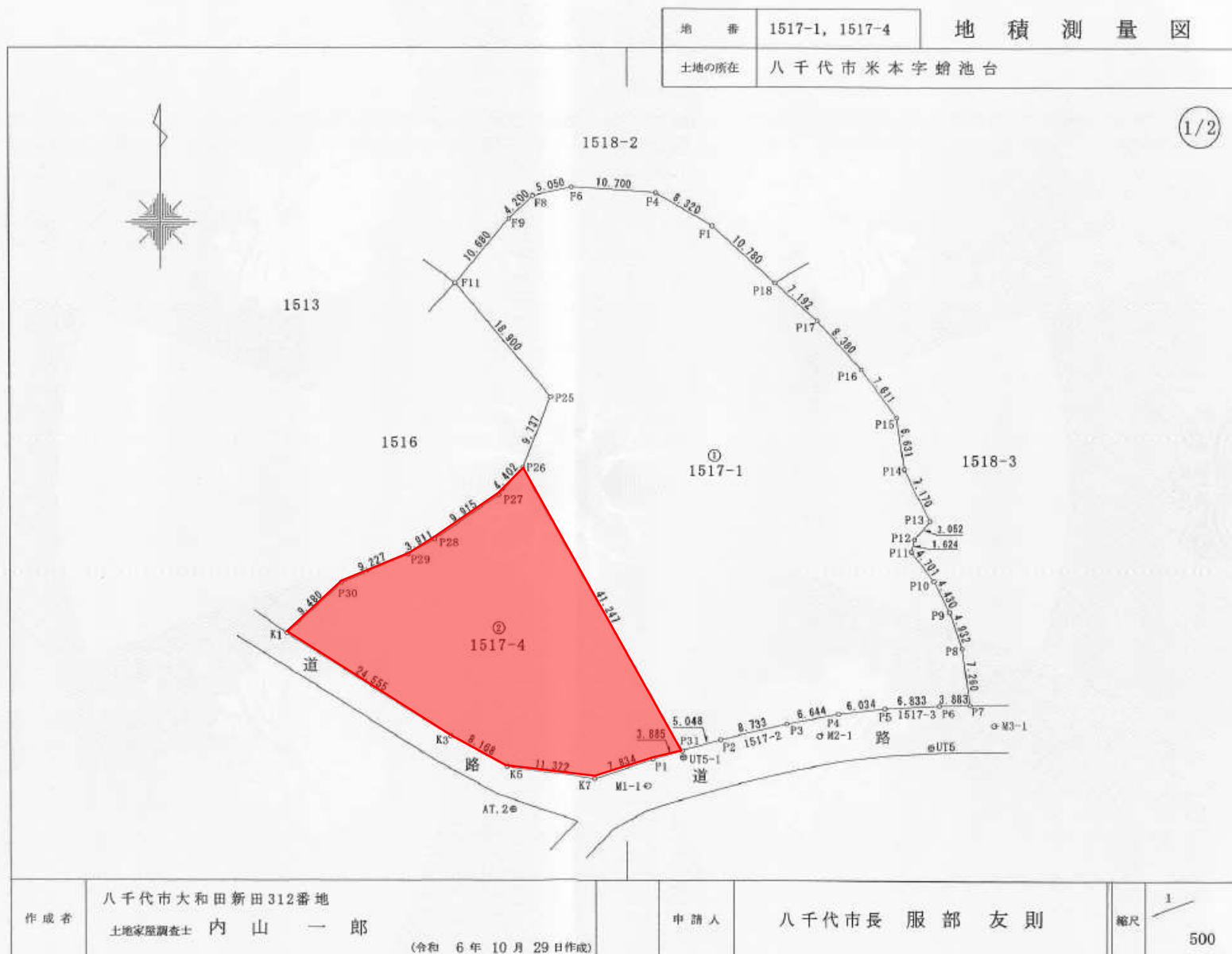
【土地】

所在地	八千代市米本字蛸池台 1517 番 4				最低売却額（円） 15,800,000 円 (約 15,800 円／㎡)	
地積	998.33 ㎡	地目 (公簿)	宅地 (宅地)	形状	台形	
道路幅員及び接 面状況等	・南東側：幅員約 6.0m舗装市道（建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号） ・南西側：幅員約 3.6m未舗装法定外道路（一部舗装あり） ※ 建築基準法第 42 条第 1 項第 3 号道路とするには、4.0m以上の幅員確保が必要。					
私道の負担等に関 する事項	負担等の有無	—	負担等 の内容	—		
法令等に基づく 制限	区 域 区 分	市街化調整区域		用 途 地 域	指定なし	
	建 ぺ い 率	60%		容 積 率	200%	
	絶対高さ制限	—		防火地域／準防火地域	指定なし	
	日 影 規 制	規制なし		その他の制限	建築基準法 第 22, 23 条区域	
供給・処理施設 状況	施 設		引込状況			
	電 気		可			
	上 水 道		可			
	下 水 道		不可			
	都市ガス		可			
	詳細は、現地及び事業者を確認してください。					
交 通 機 関 (現地まで)	鉄道等		東葉高速鉄道「八千代中央駅」から北へ約 3.3 km			
近隣の状況等	近隣地域は、社会福祉施設・病院・駐車場が多く見られる地域である。					
留 意 事 項	・当該区域は、市街化調整区域であることから、建築物を建築するにあたり、原則として八千代市の許可が必要となる。都市計画法第 34 条第 1 項第 1 号の許可要件である社会福祉施設等のほか、連たん制度の適用により、戸建住宅（第 2 種低層住居専用地域と同様の用途）が建設できる場合あり。（詳しくは担当部署と協議，確認をお願いいたします。） ・敷地南西側の接面道路境界付近に電柱 1 本が存する。 ・当該区域は、埋蔵文化財包蔵地の近接地である。					

※ この調書及びその他の資料はあくまで参考であり、現況を優先します。各自で必ず物件の調査をして御確認ください。

位 置 図





地 番	1517-1, 1517-4	地 積 測 量 図
土地の所在	八千代市米本字蛸池台	

2/2

座標求積表

地 番	① 1517-1			
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	備 考
F11	917.000	842.788	-19188.597184	コンクリート杭
P25	902.459	854.861	-20159.332102	コンクリート杭
P26	893.418	851.245	-38247.289095	金属標
P31	857.528	871.573	-30052.708613	コンクリート杭
P2	858.937	876.420	3059.582220	八千代市コンクリート杭
P3	861.019	884.901	2935.216617	八千代市コンクリート杭
P4	862.254	891.429	1746.309411	八千代市コンクリート杭
P5	862.978	897.419	981.776386	八千代市コンクリート杭
P6	863.348	904.242	434.036160	八千代市コンクリート杭
P7	863.458	908.123	6635.654761	八千代市コンクリート杭
P8	870.655	907.169	10755.395664	コンクリート杭
P9	875.314	905.552	7800.424928	コンクリート杭
P10	879.269	903.556	6955.574088	コンクリート杭
P11	883.012	900.711	4782.775410	コンクリート杭
P12	884.579	901.137	3528.852492	コンクリート杭
P13	886.928	903.085	7883.028965	コンクリート杭
P14	893.308	899.813	11641.780594	コンクリート杭
P15	899.866	898.834	11399.012788	コンクリート杭
P16	905.990	894.315	11023.326690	コンクリート杭
P17	912.192	888.680	9822.580040	コンクリート杭
P18	917.043	883.370	10711.744620	コンクリート杭
F1	924.318	875.415	10031.380485	コンクリート杭
P4	928.502	868.224	4290.763008	コンクリート杭
F6	929.260	857.551	-313.006115	コンクリート杭
F8	928.137	852.627	-3438.644691	コンクリート杭
P9	925.227	849.598	-9461.972926	コンクリート杭
		倍 面 積	5557.664601	
		面 積	2778.8323005	
		地 積	2778.83	㎡

地 番	② 1517-4			
測 点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	備 考
K1	872.527	821.274	-16040.302494	八千代市コンクリート杭
K3	859.422	842.040	-14326.468560	八千代市コンクリート杭
K5	855.513	849.212	-4665.570728	八千代市コンクリート杭
K7	853.928	860.423	801.053813	八千代市コンクリート杭
P1	856.444	867.842	3124.231200	八千代市コンクリート杭
P31	857.528	871.573	32225.540102	コンクリート杭
P26	893.418	851.245	27771.016880	金属標
P27	890.152	848.294	-7535.395602	コンクリート杭
P28	894.535	840.124	-6306.810868	コンクリート杭
P29	882.645	836.700	-4670.459400	コンクリート杭
P30	878.953	828.244	-8380.172792	コンクリート杭
		倍 面 積	1996.661551	
		面 積	998.3307755	
		地 積	998.33	㎡
合 計			3777.1630760	

引張点座標一覧表 任意座標測量年月日 令和 6 年 10 月 24 日

測 点 名	X 座 標	Y 座 標	備 考
M1-1	852.938	866.849	八千代市雨水マンホール(刻印)
M2-1	859.559	889.296	八千代市雨水マンホール(刻印)
M3-1	860.780	911.537	八千代市雨水マンホール(刻印)
AT.2	849.997	850.002	金属釘
UT5	857.951	903.214	金属釘
UT5-1	856.609	871.729	金属釘

作 成 者	八千代市大和田新田312番地 土地家屋調査士 内 山 一 郎 (令和 6 年 10 月 29 日作成)	申 請 人	八千代市長 服 部 友 則	縮尺	1/
-------	---	-------	---------------	----	----

現地写真



【問い合わせ先】

八千代市財務部資産管理課 資産管理班

直通：047-421-6724

Mail：sisankanri1@city.yachiyo.chiba.jp